

第 22 期 定時株主総会 招 集 ご 通 知



開催場所：大阪市北区梅田三丁目 4 番 5 号 毎日インテシオ 4F 大会議室（D+E）
開催日時：2020 年 6 月 26 日（金曜日）午後 3 時（受付開始：午後 2 時 30 分）

目次

第 22 期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	19
監査報告書	29
株主総会参考書類	33
第 1 号議案 剰余金の処分の件	
第 2 号議案 取締役 6 名選任の件	

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスク着用で対応をさせていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<https://www.vis-produce.com/>

株式会社 ヴィス

証券コード：5071

株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目4番5号

株 式 会 社 ヴ ィ ス

代表取締役社長 中 村 勇 人

第22期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2020年6月26日（金曜日）午後3時（受付開始：午後2時30分）**
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目4番5号
毎日インテシオ4F 大会議室（D+E）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第22期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.vis-produce.com/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。
- ◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
- ◎会場は、接触感染リスク低減のため、座席間隔を拡げることから、十分な席数が確保できない可能性がございます。定員を超える株主の方がお越しの場合、入場制限を行わせていただく場合もございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明を省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.vis-produce.com/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日）におけるわが国経済は、政府の各種政策の効果を背景に、雇用情勢・所得環境の改善効果はあるものの、貿易摩擦等の動向や新型コロナウイルス感染症の拡大が世界経済に与える影響など、景気の先行きは不透明な度合いを強めて推移いたしました。

国内におけるオフィスビル賃貸市場においては、主要都市での業容・人員拡大による館内増床や拡張移転の動きがみられ、空室率は引き続き低水準を維持しております。また、政府が推進する「働き方改革」を受けて、オフィス環境の変化に積極的に取り組む企業も増え、今後もオフィスを単なる働く場所ではなく、さまざまな効果を生み出す場所として捉える企業が増えていくと考えております。

このような経済環境のもと、当社におきましては、既存顧客へのフォローや新規顧客の開拓を継続するとともに、デザインやレイアウトによって業務効率や従業員満足度が高められるデザイナーズオフィスを提供することで、「働き方改革」への関心の高まりに対応した新しいオフィスづくりに貢献してまいりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高9,298百万円（前年同期比7.2%増）、営業利益940百万円（同2.3%増）、経常利益927百万円（同1.4%増）、当期純利益610百万円（同2.4%減）となりました。

なお、各セグメントの経営成績の状況は、次のとおりであります。

① デザイナーズオフィス事業

当事業年度における売上高は9,298百万円（同7.5%増）、セグメント利益（営業利益）は945百万円（同3.7%増）となりました。

② VISビル事業

VISビル事業では、2019年12月に既存ビルの解体工事が完了し、2020年1月よりVISビルの建設工事を開始しております。

以上の結果、当事業年度における売上高はなく（前年同期は23百万円）、セグメント損失（営業損失）は4百万円（前年同期は8百万円のセグメント利益（営業利益））となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は409百万円であり、セグメントごとの設備投資の状況は、以下のとおりであります。

① デザイナーズオフィス事業

当事業年度の主な設備投資は、本社の増床によるインフラ・内装工事費用及びオフィス什器備品等の取得32百万円、東京オフィスの増床によるインフラ・内装工事費用等2百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

② VISビル事業

当事業年度の主な設備投資は、当事業を展開するための既存ビルの解体費用48百万円、VISビル建設の設計料等21百万円、VISビル建設工事着手金135百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2020年3月25日に東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資により1,300,000株の新株式を発行し、980百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社が、デザイナーズオフィス事業の拡大及び経営の安定化を図っていく上で、取り組むべき課題は以下のとおりであります。

① デザイナーズオフィスの認知度向上

当社は、デザイナーズオフィス事業を開始してから16年が経過しております。デザイナーズオフィスが世の中に浸透し、徐々に広がりつつあります。しかしながら、デザイナーズオフィスの認知度が低いため、国内外の認知度はまだ広がり余地があります。このため、デザイナーズオフィスの認知度を向上させることが重要な課題となっております。

② VISビル事業によるブランド力の強化

当社は、デザイナーズオフィス事業を主軸に事業を展開しております。当社のさらなる事業拡大のためにデザイナーズオフィスの認知度を向上させるとともに、そのブランド力を強化することが重要な課題であると認識しております。このため、新規事業としてデザイナーズオフィスの広告宣伝の相乗効果も期待できるVISビル事業の運営管理体制を早期に整備し、収益化を図ることで、当社の強みを活かしたブランド力の強化と経営の安定化に取り組んでまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は、継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレート・ガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が対処すべき重要な課題の一つと認識しております。施工物の品質管理のさらなる向上を目指し、設計・施工・購買の各業務において、チェック体制を構築しております。廃棄物処理については、電子マニフェストを法令で定める期日より早く回収しており、毎月開催されるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会で回収状況について報告する体制を構築しております。今後、事業規模の拡大に応じた内部管理体制と内部監査体制を充実させていくことにより、さらなるコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化に取り組んでまいります。

④ 法令遵守体制の強化

当社は、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社に対する真の理解と満足を獲得することが重要な課題と認識しております。今後、関係法令の遵守はもとより、社員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底してまいります。

⑤ WEBマーケティングの強化

当社は、継続的な成長のために、既存顧客へのフォローを継続するとともに、新規顧客を開拓し、新たな移転ニーズを見つけて、デザイナーズオフィスの提案をし続ける必要があります。このため、当社のマーケティング活動においては、新規案件獲得のために、WEBマーケティングを強化し、販売チャネルを拡充することが重要な課題となっております。

⑥ 人材の確保・育成

当社は、デザイナーズオフィス事業をワンストップで提供するために、顧客のニーズや検討中の課題にあわせてデザイナーズオフィスの提案ができる人材を確保・育成することが重要な課題と認識しております。このため、次代を担う優秀な人材の確保に努めてまいります。そして、人員効率の最大化を図るよう着実に教育・研修を実施していくことで、組織体制の整備を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第19期 (2017年3月期)	第20期 (2018年3月期)	第21期 (2019年3月期)	第22期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	5,861,240	7,173,174	8,670,125	9,298,109
経常利益(千円)	525,026	654,056	914,561	927,171
当期純利益(千円)	359,956	451,128	626,042	610,873
1株当たり当期純利益(円)	52.53	65.84	91.36	88.83
総資産(千円)	2,356,421	3,435,436	4,247,577	5,234,622
純資産(千円)	1,056,484	1,435,435	1,970,113	3,436,082
1株当たり純資産(円)	154.18	209.48	287.51	421.49

- (注) 1. 当社は、2016年10月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を、また2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

区 分	事業内容
デザイナーズオフィス事業	オフィスデザイン、オフィス什器の仕入・販売
VISビル事業	VISビルにおける不動産賃貸

(8) 主要な営業所（2020年3月31日現在）

本社	大阪府大阪市北区
東京オフィス	東京都港区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
187名	13名増	31.5歳	4.0年

セグメントの名称	従業員数
デザイナーズオフィス事業	187名
VISビル事業	－名
合 計	187名

(注) VISビル事業の従業員数が0名であるのは、同事業は従業員が兼務して行っており、専従の担当者がいないためであります。

(10) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 27,409,200 株 |
| (2) 発行済株式総数 | 8,152,300 株 |
| (3) 株主数 | 4,507 名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社クレド	3,430,000 株	42.07 %
中村 勇人	2,450,400 株	30.06 %
ヴィス従業員持株会	127,800 株	1.57 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	102,000 株	1.25 %
野村信託銀行株式会社（投信口）	102,000 株	1.25 %
大滝 仁実	100,950 株	1.24 %
金谷 智浩	100,950 株	1.24 %
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	20,691 株	0.25 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,900 株	0.20 %
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	11,500 株	0.14 %

（注）持株比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は18,272,800株増加し、27,409,200株となっております。
- ② 2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行い、これにより、発行済株式総数は4,568,200株増加し、8,152,300株となっております。
- ③ 2020年3月25日に、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますが、この上場にあたり、2020年3月24日を払込期日とする公募増資により発行済株式総数は1,300,000株増加し、8,152,300株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 1 回新株予約権		第 2 回新株予約権			第 3 回新株予約権
発 行 決 議 日	2014年10月23日		2016年 1 月27日			2018年 3 月20日
区 分	取締役 (注) 1	監査役	取締役 (注) 1	社外 取締役	監査役	取締役 (注) 1
保 有 者 数	2 名	1 名	2 名	1 名	2 名	1 名
新 株 予 約 権 の 数	400個	30個	400個	30個	60個	30個
新株予約権の目的となる株式の数	(注) 2、3 60,000株	(注) 2、3 4,500株	(注) 2、3 60,000株	(注) 2、3 4,500株	(注) 2、3 9,000株	(注) 3 4,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式			普通株式
新株予約権 1 個当たりの発行価額	無償		無償			無償
権利行使時 1 株当たりの行使価額	(注) 1、2 171円		(注) 1、2 374円			(注) 2 341円
権 利 行 使 期 間	2016年10月25日から 2024年10月23日まで		2018年 1 月28日から 2026年 1 月26日まで			2020年 3 月21日から 2028年 3 月19日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第 1 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第 2 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。			新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第 3 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 1. 社外取締役分は含まれておりません。
2. 2016年10月17日付で普通株式 1 株につき50株の割合で株式分割を行ったことにより、新株予約権の目的である株式の種類及び数並びに権利行使時の 1 株当たりの払込金額は調整されております。
3. 2019年 8 月29日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「権利行使時の 1 株当たりの払込金額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	中 村 勇 人	
常 務 取 締 役	大 滝 仁 実	クリエイティブ事業本部長兼務同事業本部第4事業部長
常 務 取 締 役	金 谷 智 浩	デザイナーズオフィス事業本部長兼務同事業本部CM事業部長
取 締 役	矢 原 裕一郎	管理本部長
取 締 役	浜 本 亜 実	株式会社Humanext 代表取締役 一般社団法人21世紀学び研究所 理事
取 締 役	戸 出 健次郎	戸出総合法律事務所 代表弁護士
常 勤 監 査 役	宇都宮 則 夫	
常 勤 監 査 役	小 川 金 郎	
監 査 役	村 岡 由 隆	株式会社赤坂 代表取締役 有限会社マインドミフー 代表取締役
監 査 役	西 村 勇 作	梅ヶ枝中央法律事務所 所属弁護士 株式会社バイオマーカーサイエンス 監査役 ステラケミファ株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 浜本亜実氏及び戸出健次郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 宇都宮則夫氏、小川金郎氏、村岡由隆氏及び西村勇作氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 戸出健次郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 西村勇作氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営の統治を監査する十分な知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役 浜本亜実氏、戸出健次郎氏及び監査役 西村勇作氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、社外取締役浜本亜実氏、社外取締役戸出健次郎氏、社外監査役宇都宮則夫氏、社外監査役小川金郎氏、社外監査役村岡由隆氏及び社外監査役西村勇作氏の6氏との間で、当該契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち、社外取締役)	6名 (2名)	127,500千円 (7,200千円)
監査役 (うち、社外監査役)	4名 (4名)	13,200千円 (13,200千円)
合 計	10名	140,700千円

(注) 2014年5月28日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額100,000千円以内と決議いただいております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社取締役（社外取締役を含む）の役員報酬は、固定報酬のみで構成されております。これらの報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、審議を行い、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会の諮問を尊重した上で、取締役会決議により決定いたします。

当社監査役（全ての監査役）の報酬につきましても、固定報酬のみで構成されております。これらの報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定いたします。

(5) 社外役員に関する事項

① 当期における社外役員の状況は次のとおりです。

氏 名	浜 本 亜 実
地 位	取締役
兼 職 の 状 況	株式会社Humanext 代表取締役 一般社団法人21世紀学び研究所 理事 なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
活 動 の 状 況	当事業年度に開催された取締役会全16回全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。

氏 名	戸 出 健次郎
地 位	取締役
兼 職 の 状 況	戸出総合法律事務所 代表弁護士 なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
活 動 の 状 況	当事業年度に開催された取締役会全16回全てに出席し、企業法務に関わる経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。

氏 名	宇都宮 則 夫
地 位	監査役
兼 職 の 状 況	該当事項はありません。
活 動 の 状 況	当事業年度に開催された取締役会全16回全て、監査役会全13回全てに出席し、企業法務に関わる経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。

氏 名	小 川 金 郎
地 位	監査役
兼 職 の 状 況	該当事項はありません。
活 動 の 状 況	当事業年度に開催された取締役会全16回全て、監査役会全13回全てに出席し、企業法務に関わる経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。

氏 名	村 岡 由 隆
地 位	監査役
兼 職 の 状 況	株式会社赤坂 代表取締役 有限会社マインドミフー 代表取締役 なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
活 動 の 状 況	当事業年度に開催された取締役会全16回のうち15回、監査役会全13回のうち12回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、適宜発言を行っております。

氏 名	西 村 勇 作
地 位	監査役
兼 職 の 状 況	梅ヶ枝中央法律事務所 所属弁護士 株式会社バイオマーカーサイエンス 監査役 ステラケミファ株式会社 社外取締役（監査等委員） なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
活 動 の 状 況	当事業年度の取締役会16回全て、監査役会13回全てに出席し、企業法務に関わる経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。

- ② その他社外役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	13,000千円
(2) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,000千円
2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査計画における監査内容を勘案し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式上場に係るコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、会社法及び会社法施行規則に基づき、2014年9月開催の取締役会において「内部統制システムの整備に係る基本方針」について決議し、その後一部改訂いたしました。基本方針は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス体制構築の基礎として、取締役、執行役員及び使用人が遵守すべき規範である「クレド」及び「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持することを目指しております。
 - ロ. コンプライアンス体制を実現、維持するために、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、会社の全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定を行うこととしております。
 - ハ. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の活動は、四半期毎に、又は必要に応じて開催し、当委員会の活動は、必要に応じて、取締役会に報告しております。
 - ニ. 反社会的勢力とは一切関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等と連携して、毅然とした態度で対処する体制としております。
 - ホ. 法令違反又はコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するための通報体制として、「公益通報者保護規程」を運用し、通報窓口として社外監査役を設置しております。
 - ヘ. 内部監査室を設けて、コンプライアンス実施状況を監査するものとし、その監査結果を代表取締役へ報告する体制としております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、「職務分掌規程」に定める主管部署が法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、当該情報の性質（機密性・重要性）に応じて的確に所定の年数を保管する体制としております。
 - ロ. 当該主管部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応できる体制を構築しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. リスク管理体制の実現、徹底を図るために、四半期毎に又は必要に応じてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催するとともに、内部監査室を設置し、互いに連携して当社のリスクに対して継続的に監視するほか、予めリスクを想定、分類、評価して、リスク発生を予防するとともに、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急管理体制の整備を統括しております。
 - ロ. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会及び内部監査室は、具体的な個別事案を含めて、リスク管理体制の整備状況を検討し、必要に応じて取締役会に報告しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- イ. 取締役会を月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしております。業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化しております。
 - ロ. 取締役、執行役員及び使用人が共有する目標を持ち、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的目標及び効率的な方法を各部門長が定め、その実施結果を迅速にデータ化して、各部門長と管理本部が分析した結果を取締役会に報告する体制としております。その報告を受けて取締役会では、目標達成を阻害する要因を排除・低減化する方策を決定し、各部門へ報告する体制を構築して、経営の効率化を図っております。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、当該人員の取締役からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の指示命令下で業務を行い、取締役及び使用人からの指揮命令は受けないこととする体制としております。また、当該人員の人事異動及び人事評価等については監査役の意見を尊重する体制として行っております。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役は、次に定める事項を監査役に報告する体制としております。

イ. 取締役会、経営会議（コンパス）で協議された事項
ロ. 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ハ. 日々の経営状況として重要な事項
ニ. 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
ホ. 重大な法令・定款違反
ヘ. 内部通報の状況及び内容
ト. コンプライアンス上重要な事項
チ. 取締役が決裁した稟議事項
リ. 取締役が決裁した契約事項
ヌ. 訴訟に関する事項

使用人は、次にに関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告しております。

イ. 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ロ. 日々の経営状況として重要な事項
ハ. 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
ニ. 重大な法令・定款違反

- ⑦ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 報告をした者に対して、これを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止することを「公益通報者保護規程」に規定し、当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するようにしております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役に対して次のような体制を構築しております。

イ. 監査役に対して、取締役及び使用人へのヒアリングを行う機会を与えております。

ロ. 監査役に対して、代表取締役との定期的な意見交換を行う機会を与えております。

ハ. 監査役に対して、会計監査人及び内部監査室との間で定期的な意見交換を行う機会を設けております。

ニ. 監査役から内部監査室に対して、要望する事項の内部監査の実施とその報告を受ける機会を設けております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改廃等について付議され、決議しております。取締役会においては、会社の経営に関わる重要事項の執行、状況について報告が行われ、取締役会の決議、指示に適正に従っているかを確認するとともに、その報告を受けて目標達成を阻害する要因を排除・低減化する方策を決定し、各部門へ指示して、経営の効率化を図っております。

② リスクマネジメント・コンプライアンス体制

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を毎月開催し、会社の全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定を行っております。また、内部監査室と互いに連携して当社のリスクを継続的に監視する他、リスク管理体制の整備状況については適宜取締役会に報告しております。さらに、当社は2017年10月より法務部を設置し、社内弁護士が法的な検討、対応を行うよう体制を整備し法令違反の未然防止につとめております。

③ 情報の保存及び管理

文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役会及び重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役及び監査役の求めに応じて随時閲覧提供しております。

④ 内部監査の実施

内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。

⑤ 監査役の職務の執行について

取締役会には監査役全員が、重要な会議には常勤監査役が出席し、業務の執行状況を確認しております。また、監査役は代表取締役との定期的な意見交換も実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。利益配分につきましては、収益力を強化し、継続的かつ安定的に配当を行うため、配当性向20%を基準としております。また、内部留保資金につきましては、業容拡大を目的とした中長期的な事業原資として有効に活用していく所存であります。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、決定機関は株主総会となっております。また、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に基づき、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てて、比率については、注記した事項を除き表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,657,353	流 動 負 債	1,795,643
現 金 及 び 預 金	2,719,477	買 掛 金	1,111,437
売 掛 金	885,948	未 払 金	32,361
仕 掛 品	4,022	未 払 費 用	184,880
貯 蔵 品	2,928	未 払 法 人 税 等	180,564
前 払 費 用	42,294	未 払 消 費 税 等	69,498
未 収 入 金	2,134	前 受 金	150,954
そ の 他	548	預 り 金	9,413
固 定 資 産	1,577,268	賞 与 引 当 金	56,533
有 形 固 定 資 産	1,352,663	固 定 負 債	2,896
建 物	86,225	資 産 除 去 債 務	2,896
工 具、器 具 及 び 備 品	27,131	負 債 合 計	1,798,540
土 地	1,077,085	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	162,221	株 主 資 本	3,436,082
無 形 固 定 資 産	5,441	資 本 金	515,360
ソ フ ト ウ エ ア	5,364	資 本 剰 余 金	490,360
そ の 他	76	資 本 準 備 金	490,360
投 資 そ の 他 の 資 産	219,164	利 益 剰 余 金	2,430,361
敷 金 及 び 保 証 金	113,304	利 益 準 備 金	6,250
長 期 前 払 費 用	34,119	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,424,111
繰 延 税 金 資 産	71,740	繰 越 利 益 剰 余 金	2,424,111
		純 資 産 合 計	3,436,082
資 産 合 計	5,234,622	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,234,622

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,298,109
売上原価		6,800,744
売上総利益		2,497,364
販売費及び一般管理費		1,556,569
営業利益		940,794
営業外収益		
受取利息	105	
助成金収入	500	
その他	30	635
営業外費用		
支払利息	1,318	
株式交付費	7,042	
株式公開費用	3,915	
固定資産除却損	1,981	
その他	0	14,258
経常利益		927,171
税引前当期純利益		927,171
法人税、住民税及び事業税	296,409	
法人税等調整額	19,887	316,297
当期純利益		610,873

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	25,000	－	－	6,250	1,938,862	1,945,113	1,970,113	1,970,113
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	490,360	490,360	490,360	－	－	－	980,720	980,720
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△125,625	△125,625	△125,625	△125,625
当 期 純 利 益	－	－	－	－	610,873	610,873	610,873	610,873
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	490,360	490,360	490,360	－	485,248	485,248	1,465,968	1,465,968
当 期 末 残 高	515,360	490,360	490,360	6,250	2,424,111	2,430,361	3,436,082	3,436,082

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 仕掛品 | ……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| 貯蔵品 | ……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 5～39年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |

（2）無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

工事完成基準を適用しております。なお、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用することとしております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）繰延資産の処理方法……支出時に全額費用として処理しております。

（2）消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 79,782 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,284,100	5,868,200	－	8,152,300

（変動事由の概要）

- (1) 当社は、2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
(2) 普通株式の株式数の増加は、株式分割による増加4,568,200株、新規上場に伴う新株発行による増加1,300,000株です。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	125,625	55.00	2019年3月31日	2019年6月28日

（※） 2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

- （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2020年6月26日開催予定の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	122,284	利益剰余金	15.00	2020年 3月31日	2020年 6月29日

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 276,000株

税効果会計関係に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,354千円
賞与引当金	17,310 "
未払費用	33,860 "
一括償却資産	912 "
未払事業所税	859 "
保証金	1,622 "
資産除去債務	10,660 "
その他	485 "
繰延税金資産小計	72,065千円
評価性引当額	- "
繰延税金資産合計	72,065千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除却費用	△325千円
繰延税金負債合計	△325千円
繰延税金資産の純額	71,740千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.24 "
住民税均等割	0.66 "
法人税額の特別控除額	△2.04 "
留保金課税	3.52 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.12 "
その他	△0.01 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.11%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2020年3月の上場の際に行われた公募増資の結果、当社の資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.55%から2020年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となりました。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が10,422千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については、自己資金による充当を基本としておりますが、新規事業計画及びこれに付帯する不動産購入、設備投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合には、銀行借入により必要資金を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等によっております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、不測の損害が生じないようにするため、与信管理規程に従い、担当部署が顧客の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握、また、各営業担当者が支払条件や取引相手の信用状況に応じて期日及び残高等を適切に管理することで、リスクの軽減を図っております。なお、ほとんどが1年以内の短期間で決済されております。

敷金及び保証金は、主に当社の各拠点事務所の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及びその他金銭債務である未払金、未払費用は、その全てが1年以内の支払期日であり、法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等及び未払消費税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、月次で資金繰り計画を作成するとともに、適正な手元流動性を維持することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注）2 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,719,477	2,719,477	－
(2) 売掛金	885,948	885,948	－
(3) 敷金及び保証金	70,512	70,572	59
資産計	3,675,938	3,675,998	59
(1) 買掛金	1,111,437	1,111,437	－
(2) 未払金	32,361	32,361	－
(3) 未払費用	184,880	184,880	－
(4) 未払法人税等	180,564	180,564	－
(5) 未払消費税等	69,498	69,498	－
負債計	1,578,742	1,578,742	－

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金に係る部分については、差入先ごとに返還予定時期を見積り、その将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、上記表内の「貸借対照表計上額」には、敷金及び保証金のうち返還されないものの未償却残高及び時価の把握が極めて困難なものは含めておりません。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金	15,285

(※) 敷金及び保証金のうち、一部の差入保証金にかかる部分については、償還期日が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 敷金及び保証金」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

科目	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,719,477	－	－	－
売掛金	885,948	－	－	－
敷金及び保証金(※)	30,868	38,141	－	1,502
合計	3,636,294	38,141	－	1,502

(※) 差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)を控除しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府大阪府中央区において、VISビル事業を展開するための土地を有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損失は4,482千円（賃貸収益及び賃貸費用は、それぞれ売上高及び売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び時価の算定方法については、下記のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	期首残高	1,027,762
	期中増減額	48,922
	期末残高	1,076,685
期末時価		1,256,663

(注) 1. 期中増減額のうち、主な増加は、既存ビルの解体費用48,922千円であります。

2. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。

ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

3. 当社の所有している大阪府の土地に建物の建設をしております。それに伴い、当事業年度末の貸借対照表の有形固定資産に建設仮勘定162,221千円が含まれておりますが、現在建設中であり時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 421円49銭

2. 1株当たり当期純利益 88円83銭

(注) 当社は、2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社ヴィス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株式会社ヴィス 監査役会
常勤監査役 宇都宮則夫 印
常勤監査役 小川 金郎 印
監査役 村岡 由隆 印
監査役 西村 勇作 印

(注) 監査役はいずれも、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 金15円00銭 総額122,284,500円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	再任 なかむら はやと 中村 勇人 (1960年7月18日)	1978年4月 (株)彩ユニオン 入社 1998年4月 (有)ヴィス (現(株)ヴィス) 設立 1999年1月 (株)ヴィス 組織変更 代表取締役社長 就任 (現任) 2015年3月 (株)クレド 取締役 就任 (現任)	5,880,400
	[取締役候補者とした理由] 同氏は、1998年に当社を設立し、以来常に優れた先見性と強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績とデザイナーズオフィス及び経営全般に関する知識と経験から、今後も経営方針・企業戦略の意思決定並びに業務執行の監督を担う取締役として、当社の持続的な成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
2	再任 おおたき ひとみ 大滝 仁美 (1964年10月24日)	1987年 4 月 (株)彩ユニオン 入社 2003年 1 月 個人事務所スタイル 開業 2006年 3 月 当社取締役 就任 2010年 4 月 当社クリエイティブ事業部（現クリエイティブ事業本部）長（現任） 2015年 4 月 当社クリエイティブ事業本部第4事業部長（現任） 2015年 7 月 当社常務取締役 就任（現任）	100,950
		[取締役候補者とした理由] 同氏は、2006年3月から当社取締役を務め、設計部門であるクリエイティブ事業本部の責任者としてその職務・職責を適切に果たすとともに、デザイナーズオフィス事業の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、優れた経営管理能力を発揮していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	
3	再任 かなたに ともひろ 金谷 智浩 (1976年7月19日)	1999年 4 月 (株)実鷹企画（現(株)学情）入社 2004年10月 当社 入社 2009年 4 月 当社執行役員 就任 2010年 4 月 当社東京事業部（現デザイナーズオフィス事業本部第1、2、3、4事業部）長 2010年 5 月 当社取締役 就任 2015年 4 月 当社デザイナーズオフィス事業本部長（現任） 同事業本部CM事業部長（現任） 2015年 7 月 当社常務取締役 就任（現任）	100,950
		[取締役候補者とした理由] 同氏は、2010年5月から当社取締役を務め、営業部門であるデザイナーズオフィス事業本部の責任者としてその職務・職責を適切に果たすとともに、デザイナーズオフィス事業の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、優れた経営管理能力を発揮していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
4	再任 やばら ゆういちろう 矢原 裕一郎 (1967年1月31日)	1991年4月 飛鳥都市開発(株) 入社 1997年9月 協和電線産業(株) 入社 1998年4月 関西メンテナンス(株) (現オリックス・ファシリティーズ(株)) 入社 2008年4月 (株)大伸社 入社 2008年11月 (株)フジ医療器 入社 2010年7月 生和コーポレーション(株) 入社 2013年11月 ジャパンコンストラクトフード(株) 入社 2014年8月 FREEMIND holdings(株) 入社 2017年8月 当社入社 管理本部部長 2018年1月 当社取締役 就任 (現任) 管理本部部長 (現任)	—
	[取締役候補者とした理由] 同氏は、2018年1月から当社取締役を務め、管理本部の責任者としてその職務・職責を適切に果たすとともに、デザイナーズオフィス事業の経営管理全般にわたる豊富な経験と財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。		
5	再任／社外 はまもと あみ 浜本 亜美 (1976年9月25日)	1997年4月 (株)オリエントコーポレーション 入社 1998年3月 シャネル(株) 入社 2002年8月 (株)ユースプランニングセンター 入社 2003年1月 森ビル(株) 入社 2005年10月 (株)Humanext 設立 代表取締役 就任 (現任) 2015年4月 当社取締役 就任 (現任) 2016年5月 (一社) 21世紀学び研究所 理事 就任 (現任) 2016年12月 (株)SOEASY 取締役 就任	—
	[社外取締役候補者とした理由] 同氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただいております。当社の持続的な企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
6	再任／社外 と で けんじろう 戸出 健次郎 (1976年 1月15日)	2005 年 10月 司法試験合格 2007 年 9 月 野田総合法律事務所 入所（弁護士登録） 2009 年 9 月 藤原法律事務所 入所 2010 年 3 月 悠総合法律事務所 設立（共同代表弁護士） 2015 年 1 月 戸出総合法律事務所 設立（代表弁護士）（現任） 2018 年 7 月 当社取締役 就任（現任）	—
	[社外取締役候補者とした理由] 同氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識を客観的かつ中立の立場で当社の経営を監督・助言していただいております。当社の持続的な企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 浜本亜実氏、戸出健次郎氏の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、浜本亜実氏、戸出健次郎氏の両氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額であります。なお、浜本亜実氏、戸出健次郎氏の両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して浜本亜実、戸出健次郎の両氏を独立役員として届出ており、浜本亜実氏、戸出健次郎氏の両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 浜本亜実氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年3か月となります。
6. 戸出健次郎氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田三丁目4番5号
毎日インテシオ4F 大会議室（D+E）
TEL 06-6457-6788



交通	J R 大阪駅（桜橋口）	徒歩約 8 分
	阪神大阪梅田駅	徒歩約 8 分
	J R 東西線 北新地駅	徒歩約 9 分
	地下鉄四つ橋線 西梅田駅	徒歩約 8 分
	地下鉄御堂筋線 梅田駅	徒歩約11分
	地下鉄谷町線 東梅田駅	徒歩約12分
	阪急大阪梅田駅	徒歩約18分

※当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご了承ください。